

「子どもの人権110番」等を端緒に救済措置を講じた主な事例

1. 学校における体罰事案(1)

◆中学生の生徒が、学校の教員から体罰を受け、その後不登校状態になったとして、親から法務局の相談電話「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

法務局の同席の下、学校側と生徒の親との間の話し合いの場が設けられ、その場において学校側が行き過ぎた指導があったことを認めるとともに、再発防止のため教職員の管理監督に注意する旨約束し、生徒の不登校状態解消に向けた支援策を講ずることとされ、両者の関係が改善された。

(措置:「調整」)

2. 学校における体罰事案(2)

◆中学生の保護者から、自分の子どもが学校の先生から体罰を受けているのではないかと、「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

法務局が中学校から事情を聴取したところ、40代教諭が生徒に対し、拳で腹部を複数回殴るなどの暴行を行った事実が認められた。

そこで、法務局は、同教諭に対して、その反省を促すため、本件行為が生徒の権利を侵害するものであることについて説示するとともに、学校長に対し、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。

(措置:「説示」、「要請」)

3. 学校におけるいじめ事案

◆小学生である自分の子どもが、同級生から蹴られるなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校は何も対応してくれないとして、法務局の相談電話「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

法務局の調査の過程で、当該児童に対するいじめがあったことが認められ、学校はその解消と再発防止に取り組んでいることがうかがわれたが、同児童の母親が本件いじめへの対策等について学校に不満を持っていることが認められた。

そこで法務局は、母親と学校との協議の場を設けるのが適切と考え、母親からの要望を学校側に伝えるとともに、話し合いの場を設けて協議を行ったところ、母親は学校の取組に理解を示し、双方の間の信頼関係が回復された。

(措置:「調整」)

4. 近隣住民からの情報提供事案

◆近隣の住民から、「子どもの人権110番」に、母親が子どもを怒鳴りつけ、子どもが「やめて」などの大声を出して泣いているという情報提供があり、調査を行った事案である。

担当官は、情報提供を受けたその日にマンションを訪れ、住人等に聴き取りし、泣き声ができることを確認できたため、該当する居宅を訪問したところ、児童にアザや傷はなく、母子の関係も良好に見受けられることを確認した。ただ、母親に育児疲れの様子が見られたことから、その場で、母親に対し、自治体の子育て支援部署を紹介するとともに、後日、その部署にも、情報提供を行った。

(措置: 援助)

5. 母親の交際相手による子に対する性的虐待

◆特別支援学校の女子生徒が休日に寄宿先から自宅に帰省した際、母親の交際相手から性的虐待を受けているとの相談が、同校の教員から寄せられたことを端緒に、調査を開始した事案である。

法務局は、速やかに障害者虐待防止センターに通報し、その後、本件の対応策を協議するために法務局も参加して開催されたケース会議において、被害者の休日の宿泊先等が確保された。

後日、法務局が学校等に被害の状況を聴取したところ、被害者の宿泊先は引き続き確保されていること、学校卒業後は作業所に勤務していること、自治体等による見守りの体制が整えられていることが確認できた。(措置: 援助)

6. インターネット上の名誉毀損

◆インターネット上の動画投稿サイトに、中学生の子どもの学校名、学年、及び氏名を特定した上で、「汚い」「死ね」などと中傷する内容の動画が掲載されているところ、学校から当該動画投稿サイトに本件動画の削除を依頼したが削除されなかったとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、本件動画の掲載は、被害者の名誉を毀損するものと認められたため、法務局から当該動画投稿サイトの管理者に対して削除要請を行った結果、本件動画は削除されるに至った。

(措置: 「要請」)